

平成 2 2 年度一般会計予算特別委員会会議録

平成 2 2 年 3 月 1 8 日 (木)

(開 会) 1 0 : 0 1

(閉 会) 1 5 : 0 5

委員長

おはようございます。ただ今から平成 2 2 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第 3 2 号 平成 2 2 年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。第 1 1 款「公債費」及び第 1 2 款「予備費」、1 8 5 ページの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第 1 1 款「公債費」及び第 1 2 款「予備費」についての質疑を終結いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。1 3 ページから 4 3 ページまでの質疑を一括して許します。初めに質疑通告をされております 1 3 ページ、「市税」、「滞納繰越及び差押えについて」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

おはようございます。予算書は 1 3 ページ、追加資料では 1 ページから 4 ページまで追加資料をお願いしておりました。そこで、滞納繰越額が一定の大きな額になってきておると思います。まず、このように大きくなっている理由は何と考えるかお尋ねをしたいと思います。

納税課長

滞納繰越につきましては、いろいろな社会情勢等々によりまして、市民の皆さんの生活も苦しくなっておると思います。そのような関係からなかなか支払えないというふうな状況から、増加しているものというふうに考えております。

川上委員

国税庁などの関係団体が主催する研修会などでは、中には、悪質でない滞納者はいないと考えよというような研修があっているように聞いております。本市は、滞納者はいつも悪質だというふうに考えますか。

納税課長

一概にはそういうふうには考えておりません。

川上委員

全体として、督促がきちんと行われるのは、それは当然だと思うんですが、差押えが法で禁止しているものにも手をつけるということがあってはならないと思いますけど、それについてはどうお考えですか。

納税課長

差押えを禁止されております差押え禁止財産につきましては、当然差押えは禁止されておるものというふうに考えております。

川上委員

給料は差押え禁止財産では、禁止はされていないと思います。それで、給料の差押えは近年の動向はどうですか。

納税課長

資料の 4 ページをご覧いただきたいと思います。その中に、差押状況調べというものがございまして、給与の差押え件数が記載されております。平成 1 8 年度は 4 件、1 9 年度が 2 3 9 件、平成 2 0 年度が 1 8 3 件、これはあくまでも市税に限定しておりますけども、そういうふうな形で推移いたしております。それで平成 1 9 年度は大幅に増えましたけども、その後、平成 2 0 年度につきましてはまた下がってきておるというふうな状況です。

川上委員

給料の差押えの仕方ですね。どういう手続があるかということと、保留しなければならない額があると思うんですね。それはどういう額かお尋ねします。

納税課長

給与の差押えにつきましては本人の勤務先等々を調査いたしまして、調査先のほうに給与の差押えをお願いして、差押え可能額をお願いしております。そして、その差押え可能額は給与、その他所得税、そういうものいろいろあります。扶養者の数とかもございまして、一概に何割とか何%とかいうふうなことは決まっておりません。

川上委員

いずれにしても給料差押えにあたっては取ってはならない、残さないといけない分があるんですね。それはその方とその家族が生活できなければいかんわけですから。ところが、給料が預貯金に振り込まれますね、手渡しではなく。そうするとあなた方はそれは給料と見なさないんですね。ちょっとお尋ねします。

納税課長

給与とみなさないということでございしますが、うちのほうはあくまでも預貯金債権というふうに認識して差押えいたしております。

川上委員

そうすると、どういうことになるかということと全額差し押さえることもあるということですね。

納税課長

全額差押えすることもあります。

川上委員

今は差押え禁止でないけれども、条件付という例を上げたんですね。今度は、基本的に差押えが禁止されているもの、年金、それから児童扶養手当なんですが、これが口座に振り込まれるとあなた方の認識では、これは年金でもないし児童扶養手当でもないという認識なんですね。確認します。

納税課長

その口座に何が入っている、例えば児童扶養手当とかそういうものが入っているというふうなことを事前に調査等は全部が全部いたしておりません。したがって、あくまでも預貯金債権として差し押さえはいたしております。

川上委員

実態を把握しないで、この預貯金は中身は何なのかということ把握しないで差押えすると。実は、この差押えられたものの中に児童扶養手当が入ってますよと、例えばですよ。差押え禁止のものが入っておれば、その訴えがあれば返すというのが今のスタンスですね。確認します。

納税課長

差押えを行う場合の調査等々そういうものは行っております。そして、今質問者言われましたけども、それを差し押さえるうんぬんということでございしますが、我々は税債権の確保が大事であるということを経第一に考えておりますので、そこに財産が発見されれば、当然それを早期に差し押さえるということを経基本といたしております。しかしながら、差押え後に児童手当とかそういうふうなものが入っておるとということが申し出等々で分かりまして、その中で納税協議を行いまして、納付計画等々がはっきりといたしましたら、ちゃんと返還するというふうなこともやっております。

川上委員

例えば、県下の他の自治体でどのようにこの問題进行处理しておるかというふうな聞くと、飯塚よりもっとひどいところもあるようです。周防灘に面した自治体ですけど。しかし飯塚もほめられた状況じゃないんですね。まず取ると。その中に何が入っているか分からないと。もし入っていれば、苦情があれば返すこともあるということなんですね。この問題、全国的な問題

でもあるので、日本共産党は3月1日の衆議院の財務金融委員会で取り上げました。菅直人財務相がいるんな質疑、やりとりの中でいま課長が言われた話との関係でいうと、このように言われているんですね。「自治体の判断だが、本来は実態調査を先にすべきだと。支払能力がなければ調整して判断すべきだと」述べてるんですね。だから、皆さんとしてはやみくもにとにかくあるものは取らないといけないということはないと。納税者の支払能力に着目して、そして調整すべきなんだと、判断すべきなんだということを国は言い始めてるわけですよ。これは別に、先だってより紹介しております神戸地裁判決の民民の差押え不当という判決も紹介したこともありますので、この際よく検討してもらいたいと。納税者と一緒に問題を解決していくというスタンスで臨めば、私は滞納解決についてもつながっていくし、同時に納税者と市との間の信頼関係というの、これ以上壊すことがないようなことができるのではないかと思いますので、指摘をしておきたいと思います。

委員長

次に、「交付金額の内訳等について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

予算書16ページ、国有提供施設等所在地市町村助成交付金ということなんですが、その交付金額の内訳等についてお尋ねしたいと思うんですね。最初にこの国有提供施設等とは何のことなのか、またその等というのは何のことか、お尋ねをします。

課税課長

通常基地交付金と申しますが、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律というのが昭和32年に定められております。国が所有する固定資産のうち米軍が使用している固定資産、また自衛隊が使用する飛行場、演習場が交付対象となっております。国有財産台帳価格に応じて市町村に交付されるものでございます。それから、等ということですが、この交付金に関する法律の第1条第1項第1号によりますと、アメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物とあります。また同項2号には自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地、建物及び工作物とあります。工作物等を含む広い意味での等ではないかと理解しております。

川上委員

アメリカ合衆国の施設というのも等に入るとということなんですね。本市においてこの助成の対象になる土地、建物、工作物はどのくらいあるんですか。

課税課長

本市におきましては陸上自衛隊飯塚駐屯地が交付の対象でございます。平成21年3月末現在で敷地約55万㎡、建物11棟、工作物88件。これにつきましては、いろんな工作物ございますが大きなまとめで88件でございます。平成19年度1099万4千円、20年度1123万5千円、21年度1125万9千円が交付されております。

川上委員

これは平成21年度が1125万9千円ということなんですが、固定資産税に仮にですね、換算して比較するとどの程度の額になりますか。

課税課長

平成21年度の国有資産台帳の価格をもとに固定資産税を試算いたしますと、税額で約5300万円程度と見込んでおります。

川上委員

固定資産税に換算すると5300万円と。これに対して現実的には助成交付金額は先ほどの額ということなんですね。質問終わります。

委員長

次に「人権啓発センター使用料について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

この質疑通告については歳出の項で聞かせていただきましたので取り下げたいと思います。

委員長

それでは次に、「斎場使用料について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

19ページにこの斎場使用料があります。追加資料としては7ページに提出があります。新年度の予算計上の考え方をお尋ねします。

環境整備課長

平成20年度の決算、および平成21年度の決算見込を参考といたしまして、22年度は予算計上いたしております。

川上委員

そんなことは分かるんですよ。そこの中身を知りたいんです。

環境整備課長

斎場使用料につきましては先ほどもご答弁いたしましたが、具体的には平成20年度、21年度のそれぞれの10歳以上、10歳未満、死産児、その他それぞれの使用件数等を参考といたしまして計上いたしております。

川上委員

参考にしたところの考え方を先ほどから聞いてるんですよ。答えられませんか。

環境整備課長

先ほどからご答弁いたしておりますが、そういったものを参考といいますのは平均した件数、それから使用料等を計算いたしまして、予算計上いたしております。

川上委員

飯塚市斎場、7ページですよ、追加資料の、飯塚市斎場のほうを見ますと、毎年減少になってるんですよ。だから予算計上としては平均値ではないんですよ。一方で筑穂園は20年から21年は伸びの見込みと、22年は減の見込みということになってるんですよ。こここのところの考え方をお尋ねしてるわけです。さっきから。

環境整備課長

予算計上にあたりましては例えば21年度で申しますと、予算計上時期からいたしますと、例えば4月から9月までの実績、それから先ほど言いましたように、20年の推移等を勘案いたしまして、10月以降を見込み、また22年度を計上いたしたところです。

川上委員

筑穂園の使用料はいくらですか。

環境整備課長

筑穂園の使用料につきましては、10歳以上、関係市町内が1万円、10歳未満につきましては5千円、胎児につきましては5千円、その他が2千円ということになっております。

川上委員

市斎場のほうは10歳以上が2万1千円ですね。筑穂園はいつから有料になりましたか。

環境整備課長

合併と同時に、平成18年度から有料化いたしております。

川上委員

質問を終わります。

委員長

次に、「市営住宅使用料について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

20ページの土木使用料、市営住宅の使用料についてお尋ねをします。市営住宅の使用料引

き上げが今年度ありますか。

建築住宅課長

今年度市営住宅の引き上げはございません。

川上委員

立地係数補正による激変緩和措置ということが合併後行われておったと思うんですが、それはいつまで続くんですか。

建築住宅課長

合併によります3年間の傾斜家賃という形でさせていただいておりますけども、平成18年の合併のときに立地係数というのが旧4町それから旧飯塚市でございますが、係数が違っていった関係で、合併の話し合いの中で算定基準を統合したことから、旧4町に限りまして使用料が上昇しております。その中で3年間かけて本来家賃に近づけていこうということで、本年度からその分が360万円ぐらいの増額になると思われま。

川上委員

それは使用料の引き上げというふうには呼ばないんですか。

建築住宅課長

平成21年度でその引き上げが終わっておりますので、22年度からもう増額というのは終わっております。19年度までで先ほどの360万円の増額が終わっておりますので、今年度からは本来家賃に戻るという形になります。

川上委員

本来家賃というか分かりませんが、昨年引き上げたので今年はそのままと。空家のことについてお尋ねします。資料がですね、追加資料の8、9、10、11に提出されています。それで空家の状況としては左の2つ目の表に、通常空家と補修費が大きいんだという、しかし予算の範囲内で公募可能ですという戸数が書いてあります。合併初年度からいきますと、年ごとにいきますと144、92、94で現在が111ということなんですね。昨年あたりから比べると10戸ぐらいが多くなってるかなと。2年前と比べると10戸ぐらい多くなってるんですね。これはどういう事情でこういう数字が変わるんですか。

建築住宅課長

現在で公募停止している住宅が142戸とか、補修を行いつつに予定してるのが108戸、このうち2月公募で35戸、離職者向けの住宅7戸等が含まれておりまして、補修困難なために費用がかかる住宅なども54戸、公募停止している住宅の中にはそういう142戸というのがございますが、年々変わっている状況といいますのは、出られる異動の数が違うということもございまして、補修等でなかなか時間がかかって公募できない部分というのもございます。

川上委員

いろいろ事情があるということなんでしょうけど、先ほどは、今言われたうち補修にお金がかかるんだというのも含めた数字を言ったんですよ。それを除くと、もう一度言い直しますけど、合併初年度が103ですよ、通常空家が103。それから2年目は84でしょ。3年目は79でしょ。現在が108。前年同時期と比べると27戸も通常空家が空いてるんですよ。これは募集後でしょ。だから、どうしてこういう数字が、27戸も前年同時期よりも多く空家が発生するのかなと思うんですよ。そして、大体100ぐらいは募集をした後でもだいたい1年中空いてるわけでしょ。だから、もう少し工夫をして空家募集を増やせば、好まれる所と好まれない所もあるのかもしれないけども、すれば、市民は喜ばれるし、使用料も増えるということで両方助かるんじゃないかと思うんですけど、きょう初めて言ってるわけじゃないんですよ。この辺の考え方についてはどういうふうにとらえておられますでしょうか。

建築住宅課長

先ほど今年度が108戸通常空家があるということでございますが、2月に35戸、まだ入

居をされてない部分がございますので、その分がちょっと影響してると思いますが、できるだけ多くの住宅を私どもといたしましても、早めに補修を行いまして入居していただきたいところがございますが、空き家の補修につきましては比較的新しい住宅とか、需要の高い住宅、また利便性のいい住宅などを積極的に補修をいたしまして公募している状況でございますし、限られた予算の有効活用、それから費用対効果など考慮の上補修し、今後もしもできる限り補修を行いまして、入居者の増につなげていきたいと考えているところでございます。

川上委員

続いて住宅使用料にかかわることなんですけれども、特定目的の住宅についてなんです。それで追加資料では12ページに同和住宅空き家入居募集方法と管理戸数と、資料出していたでいます。年間どれくらいの使用料が入ってきていますか。

建築住宅課長

同和向け住宅だけの使用料というのは、算出しておりませんのでわかりません。

川上委員

大きくは変わらないんだろーと思えますけども、年度によってですね。それで、募集の仕方をここに書いてあるように、関係団体への募集の案内を送付し、入居希望者があれば、一般公募と同様の入居資格審査を行い、というようなことになるんですね。入居資格適合者と判定された後に推薦状の提出を受けて、正式入居と。推薦状というのは、誰から誰への推薦状ですか。

建築住宅課長

推薦状は、団体から個人に向けて推薦しますというような形で出させていただいております。

川上委員

団体が、飯塚市長にこの方を推薦しますという市長宛の文書じゃないんですか。

建築住宅課長

そのとおりでございます。

川上委員

歴史的に必要なだと判断された時期があったんでしょう。その評価についてはまた別に置くとして、いつまでこれを続けるつもりなのかお尋ねをします。

建築住宅課長

以前にもお答えしたと思えますが、この地域住宅改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律というのが、平成13年度末をもってその効果を失っております。それに伴ないまして住宅施策においても、国の特別対策は平成13年度末をもって終了することとなっておりますが、依然として住宅に係る地域の実情や施策ニーズがある場合には、平成14年度以降についても一般対策に工夫を凝らし、対応するものであるという通知もありますことから、本市におきましても歴史的な背景、また社会的理由、福岡県の住宅施策方針等を考慮した結果、まだまだ生活環境等の安定向上を図るうえからも引き続き同和向け住宅の優先的な入居が必要であると判断をしているところでございます。

川上委員

私は、もう一般化するべきだと思います。ひとつは、住宅に悩んでおられる方が特定の団体によって認定されて推薦を受けなければならないという、この団体を特別扱いするやり方が全くおかしいと、公平性に欠ける状態が今あるということです。それと同時に、あなた方が言うように部落問題が残っておるとするならば、この完全解消に逆行する行為だと思うわけです。ですから、二重三重の意味合いを持って同和住宅が特定目的を廃止して一般化するべきだというふうに思えますので、意見を述べておきたいと思えます。

委員長

次に、「健康の森公園多目的施設」について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

21ページの教育使用料、健康の森公園多目的施設ですね。使用料は幾らかと一般的に聞かれても困るかもしれませんが、こういうような形になっておりますということが答弁できますか。

スポーツ振興課長

予算の276万円という予算を作成したのにつきましては、昨年8月11日にオープンいたしまして、予算編成時、11月になるわけですが、9月、10月、11月の収入額を参考に月平均22万7千円程度でございます。それかける12ということで276万円ということで予算の作成をさせていただいております。

川上委員

個人で利用しようとするとなら支払うことになりますか。

スポーツ振興課長

先ずトレーニング室でございますが、一般の方で1時間100円、中学生以下で50円、エアロビクスのスタジオルームでございますが個人利用で1時間100円、1室貸切の利用で10名以下の場合1,000円、11名以上の場合2,000円、また多目的室、会議室でございますが、そちらにつきましては1時間500円ということになります。また、トレーニング室の利用やエアロビクススタジオルームでございますが、個人利用につきましては、65歳以上の方や障がい者手帳の交付を受けてある方につきましては、50%減免ということでしております。

川上委員

この施設は、皆さんが自信を持ってつくった施設でしょう。それでもっと利用を増やしたいと思っておられると思うんですが、コミュニティバスの運行改善との関係でどういう工夫をしておるか、お尋ねしたいと思うんです。

委員長

暫時休憩をします。

休 憩 10:39

再 開 10:49

委員会を再開いたします。

スポーツ振興課長

利用者の増を考えました折に、コミュニティバスというものも非常に不可欠な要素でございます。現在6便、健康の森のほうを通っておりますが、この6便につきましても今後利用者の増を図る上では便数の増という部分を課として要望してまいりたいというふうに思っております。

川上委員

6便というのはどういう数え方ですか。

企画調整部長

コミュニティバスの関係でございますので、私のほうから答弁させていただきます。まずこの健康の森公園に行っています路線としては、健康の森公園線とそれから潁田中廻り線、この2路線がございます。それぞれ各6便を出しております。午前中3便、午後3便ということで、いわゆる始発を健康の森公園、そして市内をずっと一巡しまして、朝3便、そしてまた往復という形で往復合計各6便でございます。

川上委員

要するに1日3便なんですね。特定地域の人にとってはね。だから6便というと本当かなと思っただけで、だから本当に6便ぐらいにするぐらいの考え方がいるんじゃないでしょうか。特に、私はもともとこの施設、この地域が目尾地域の目尾地域振興基本計画から出発しているわけですから、目尾地域の方々が、いうなら下駄履きで本当に気軽に行けるようにする必要が

あるんだけど、そのための工夫をコミュニティバスだけでなく考える必要があるんじゃないかと思いますので、それは意見として述べておきたいと思います。この質問を終わります。

委員長

次に、「運用状況について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

基金の運用状況、予算書35ページですね。執行部提出の予算資料の最終ページ、41ページに基金状況表というのがあります。全体では158億8千万円ということになっておりますけれども、このうち住民サービスのために使える基金、固定、張り付けされていなくて流動的に使える基金というのはどれとどれで、その額はいくらということになりますか。

財政課長

財源の調整に使えるというふうな質問でよろしいでしょうか。それですと、一番上の財政調整基金と減債基金となります。また地域振興基金につきましては、償還額の方はこれを繰り入れて基金の設置目的に応じた事業に充当することができます。

川上委員

合併したときに基金がもう50何億円しかないということで、相当タウンミーティングで皆さんに言って回ったでしょ。言って回る時には既に交付税が何億円も上積みで来ることを分かっていたけども、そのことは一言も言わなかったということがありました。やっぱり事実を市民に知らせていくという、そういう姿勢を持つべきだと思うんですけどね。今言われた2つの基金を合わせますと34億8千万円と、これが今後の補正によって取り崩しということもあるでしょうし、また戻すということもあると思うんですね。お金が足りないと言われるので、何のためのお金が足りないかということも問われるんだけど、まあいずれにしても必要だと考えるなら、埋蔵金がこの中に眠ってないかということなんだけど、先ほど言われた地域振興基金の40億円、これは本体を崩すということがどのくらいできるか、お尋ねします。

財政課長

平成22年度末の取り崩しの可能額になりますが、約12億700万円が取り崩し可能額となります。

川上委員

その可能というのは、しようと思えば確実にできるという数字ですか。

財政課長

償還額相当分を取り崩しが可能となりますので、そういうこととなります。

川上委員

それは12億700万円、埋蔵金として、先ほどの財政調整基金と減債基金に合わせて使うことは可能だということですか。

財政課長

地域振興基金につきましては財源調整ということではなくて、基金の設置目的に応じた事業に充当できるというふうにご理解いただきたいと思います。

川上委員

それを廃止すれば12億700万円は34億8千万円と合わせて47億5千万円ということで財政調整に使えるんじゃないんですか。そういうものではないですか。

財政課長

あくまでも基金の設置目的に沿った事業に充当するという意味でございます。

川上委員

廃止をすればいいのではないかとってるんですよ、地域振興基金を。そして、縛られずに財政調整に出来ないのかと聞いてるんですけど。

財政課長

地域振興基金廃止をするということになりますと、残りこれ全部一括で返さなければなりませんので、あくまでも取り崩し可能額は、先ほどから繰り返し申ししておりますが、償還相当分、相当額を設置目的にあった事業に充当すると。そういう使い方しかできないというふうに思います。

川上委員

そうすると仕組み債に25億円投じて30年間動かさせないと言われていたんだけど、この12億700万円を取り崩したとしても、それは何にも使えないということになるんですか。新たな運用に使うだけということですか。

財政課長

この基金の設置目的に沿いました、地域振興のための事業の財源として、使えるということでございます。

川上委員

要するに、運用益、仮に崩したとして12億700万円を新たに運用するんですね。それから出た益だけしか使えないということじゃないんですか。違う。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 10:59

委員会を再開いたします。

財政課長

先ほど申しました、平成22年度末取り崩し可能額12億700万円ですね、これは財源調整には使えないということでございます。

川上委員

でも地域振興に使えるということですから、埋蔵金なんですね。分かりました。質問を終わります。

委員長

次に、「アインバンドホールディングス(株)株式配当金について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

36ページの利子及び配当金、アインバンドホールディングス(株)株式配当金についてお尋ねします。追加資料は18ページに提出されております。

川上委員

ここに、平成5年度以降の来年度分も含めた利益配当金が、一覧にまとめられています。それで、総額は幾らになりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:03

委員会を再開いたします。

農林課長

総額374万2千円ほどになります。

川上委員

私は、本市の地方卸売市場に公的関与を強く維持する上でこの株は、本市が保有する株は、374万円以上の意味を持つものだと思います。それで、そこに書いてあるように、平成21年度までは、新筑豊青果ということだったんですけれども、今年の12月以降アインバン

ドホールディングス社という会社が変わったんですね、株式が。それで、余り市民は知らない、議会にも報告されておらないかと思うんですね。それで、今後のことも心配ですので、このホールディングス化するときの事情を市がどういうふうに説明を受けておったのか、どういう時期にどういう説明を受けたと、どういうふうに了解したというのを説明してください。

農林課長

アインバンドホールディングス株式会社におきましては、青果市場を運営しております当市の飯塚市場の新筑豊青果株式会社と、大分市にございます大分中央農産株式会社の業者によって共同の株式会社が設立されたわけでございます。その経緯につきましては、以前から両者におきましては、業務提携がなされておまして、今後の青果の物流の変化に対応すべく協議がなされて共同持ち株会社への移行という協議がなされ、両者の株主総会に諮られまして、本年2月1日にアインバンドホールディングス株式会社が設立されたものでございます。本市が所有しております関係から、新筑豊青果の臨時株主総会が昨年行われまして、そこで総会によりまして議決をされております。本市につきましてはのお話につきましては、去年の秋、11月頃だったと思いますが、その時点から本格的にそういった話で臨時株主総会を開催し、進めたいというお話を伺ったところでございます。

川上委員

2月1日設立まではよくわかりますが、本市との関わりについて説明を求めているんだけど、11月頃本格的に進めたいというお話があったと、それだけですか。

農林課長

言われるとおりでございます。

川上委員

新筑豊青果の誰から本市の誰に、いつ書面か口頭か、どこで話があったのか、お尋ねします。

農林課長

口頭で市場管理事務所が筑豊青果の1階部分でございますので、そこでこういう旨の考えで進めていきたいという口頭でのことでございます。相手は市場管理の事務局長です。

川上委員

相手は誰ですか。

農林課長

新筑豊青果株式会社の社長でございます。

川上委員

それはその後どのように取り扱われましたか。

農林課長

内部で話を聞きまして、報告はいたしまして、正式に臨時株主総会の通知が来まして、その議案、決裁を持って、株主総会の通知を持って最終的に報告という形にしております。

川上委員

その間同時並行で、昨年5月頃、この新筑豊青果は市の保有する株41,580株を取得したいという申し入れがあったと。それについて市長はどういう目的でそういうことを言っているのか、申し出があったのか、経過も含めて調査をするように、公共施設のあり方調査特別委員会で答弁があったわけです。その調査がおそらくはあってる最中のお話だろうと思うんですね。この調査をして、調査終了した時に11月頃に本格的に進めたいとかいう話があったのか、調査はいつ終了したのか、お尋ねします。

農林課長

公の施設の特別委員会でもご答弁申し上げましたが、正式な申し出がございませんでした。公の施設でそういうご意見がございましたので、正式に調査をしたのは、その公の特別委員会でございますので、その時点のホールディングスに移行のときにつきましては、正式な申し出

もございませんので、そういうことはいたしておりません。

川上委員

市長が先ほど言った委員会で調査すると答弁されたんですよ。だから私は、調査が終わった後に、向こうからそういうホールディングス化を進めたいというふうに言ってきたのか、聞くのは当然でしょう。今の答弁だと、相手方の真意をそれ以前には調査していないと、市長の答弁にも関わらずということですか。

農林課長

市長がお話しになったのは、今年になってからでございますので、株式の申し込みについては先ほど答弁しましたように、口頭でございますが昨年でございますので、時期的には離れており時期が一致しておりません。

川上委員

いずれにしても市長が調べるという答弁されたんですね。その後、担当課は調べてない。市長が答弁したけど、担当課は調べなかったということなんですね。

農林課長

前回、公の施設のあり方の特別委員会で調査結果を答弁しました。

川上委員

では、どういう調査結果ですか。

農林課長

そのときの質疑でありました、どういう目的かということでございましたので、新筑豊青果にお話しにお伺いしました。株式につきましては、市だけでなく現在発行済みの株式を譲渡できるものは、譲渡の申し込みをしていると、市に対しても当然まだ正式に申し込みしてないわけですが、その譲渡の申し込みの理由としましては、新筑豊青果全体の株式が今100万を超える株がございます。その株のそれぞれ190人ぐらいの株主がございまして、ひとつは株主数を整理することにより円滑な会社運営を図る、もうひとつが譲渡申し込みをしているところの受け皿として、社員の持株会に保有をしたい。これが持ち株会に利益が還元されることになれば、社員全員に公平に利益が還元され、会社の利益イコール社員全員の利益になることにより、必然的に社員の勤労意欲が増し企業運営に対して相乗効果が生じると考えているということでございます。

川上委員

そういうことがあったかもしれないけど、今わかることは、第一義的にはホールディングス化の段階で1株でも新筑豊青果が多く持っていたかったと、相手方との関係で優位に立ちたかったということが明らかになったんじゃないですか。そういった点からいうと、企業秘密ということもあるでしょうけど、株主でもあるし設立者でもある飯塚市に対して一番大事な理由を言わないで、そしてしかも市が保有している株というのは、もともと関連店舗の皆さんが持っていた株を市がかなり説得して取得したものでしょう。そういうことがわかっていて、この新筑豊青果が譲れと、もらえないかというふうに言ってきたわけですから、やっぱり株主としては今後このアインバンドホールディングス社については、かなり注意しておかないといけないと思いますので、指摘しておきたいと思います。

委員長

次に、「市有土地売払い収入について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

予算書36ページで、追加資料が19ページにあります。市有土地売払いについては、先年から穎田の太平山のことだとか、ダイヤ機械のことなど議論がおおいにされておるわけです。それで、2010年度は19ページの一番下に書いてあるとおりの予定をされておるんですが、取組みをするにあたって、みなさんが特にこの款の問題から、反省もし、ここのところ特に力

を入れたいと考えておられることがあれば、お尋ねしたいと思います。

管財課長

公有財産につきましては、厳しい財政状況の中、維持管理費の軽減と積極的に売却することにより、財政的に貢献したいということと、処分の原則でございます本市の公共の福祉に提供するとともに、財政の運営にも寄与するという総合的に考慮して、行わなければならないということで、今後とも市有財産を売却していきたいと考えております。

川上委員

三位一体改革以前から、国は地方公共団体が持っている土地財産は極力処分して、それを生活費に充てなさいというように、生活費というのはおかしいけど、市財政に寄与させるようにというのを、かなり強力に総務省が指導しておったんですね。それで、その際に国がそこを抑えなかったということもあるでしょうけど、地方公共団体が公共の福祉という観点を忘れて、売れるものは売るという発想に走るということが、本市だけではなくて全国的にいったわけですね。それで、今、この公共の福祉に資するという観点が大事というふうに言われましたけど、この公共の福祉に資すると同じくらい重要なのが、公平性、それから透明性ということだと思うんですね。周知を十分しないだとかというような点は、避けなければならないと思うんですけど、この周知の問題について改善するところがありますか。

管財課長

売却に際しましては、公有財産管理規則にもうたっておりますが、原則的には一般競争入札と、それで売却、落札できない場合につきましては、価格公示方式をいたしております。今言われました、一般競争入札につきましては、管理規則にはございますが、原則として2週間以上の申し込み期間を設定した後に、入札をいたしております。

川上委員

特に改善することはないという答弁ですか。

管財課長

同じ答弁になって大変申し訳ないんですけど、一般競争入札につきましては、2週間以上の申込期間を設定いたしておりますので、今後とも2週間以上の申し込みを設定していきたいというふう考えております。

川上委員

公示のやり方とか、こういうふうに変えてみよう、改善してみようというようなことはないですか。

管財課長

現在、広告を市役所前に行っておりますし、インターネットにも出させていただいておりますし、各支所、それから不動産協会、それから司法書士、測量士等のいろんな団体に対しても、チラシを配付いたしておりますので、今のままが絶対的なものではございませんが、さらなる公募なり、広告の周知を行っていきたいと考えております。

川上委員

今までどおりということですね。それで、もう1つは、引き合いはいろいろあるんだけど、当日前までに辞退が相次いで、とうとう1人というような場合は、不公平性が残る可能性があるんですね。これについては、今までは、もう仕方がないということだったんですけど、考え直すことはないですか。

管財課長

委員言われますように、何度か一般競争入札で申し込みがありまして、辞退されたことが数件あります。それにつきましても、ほしい方が一人おられましたので、今までは一般競争入札ふだを入れていただきましたので、改善することがあれば、今後検討していきたいと思っております。

川上委員

改善することは、できると思うので、検討してもらいたいと思います。質問を終わります。

委員長

次に、市税滞納延滞金について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

予算書は37ページで、追加資料をいただいております。20ページですね。それで、延滞金は、税率は14.6%でペナルティ的要素があると。しかし、減免することはできるということを、多くの市民は知らない状況にあると思うんですね。それで、まず法的な根拠はどうなっておるかをお尋ねします。

納税課長

法的な根拠ですけれども、市町村民税は地方税法第326条3項、固定資産税は第369条第2項、軽自動車税が第455条第2項に、それぞれ規定されておりまして、運用に際しましての具体的な減免に該当する項目につきましては、飯塚市税条例施行規則第5条に規定しております。

川上委員

20ページの市税条例施行規則第5条は1項から10項までありまして、読むと、なるほどと思う項目があるんですね。例えば、括弧の7、納税者またはその者と生計を一にする親族が疾病にかかり、または死亡したため、多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。だいたい、多額の滞納になり延滞金が高くなったりする場合は、この7番の該当という方は少ないと思います。それから、括弧の9番とかですね。納税者が失業等により、無収入となり、将来その資力が回復する見込みがないと認められるとき、これについては、実績がどうなっておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:25

再開 11:26

委員会を再開します。

納税課長

延滞金の減免申請の実績でございますが、平成18年度が45件、19年度が28件、20年度が25件、そして21年度、これは2月末現在ですけども、21件というふうな状況でございます。

川上委員

年々少なくなってきておるといことなんですけど、経済情勢は悪くなっているのにこの申請が減じておるといのは、どういうことかと思うんですね。それで、この減免申請書といのは、通常どこに置いてありますか。

納税課長

納税課のほうに準備いたしております。

川上委員

それは納税相談の際に、減免規定を見せてください、減免申請書をくださいと言うと、「はい」というふうにもらえるんですか。

納税課長

延滞金の減免といえますのは、当然本税の納付があつてからのことでございます。したがいまして、滞納税の納付の際に、本人から延滞金の免除についてご相談等があれば、今お示ししておりますような10個の項目の中に、どれに該当するかというふうなこと、そういうものも勘案したなかでご相談に応じております。

川上委員

以前私、合併前だったと思いますが、納税問題で延滞金のことについて、質問したことがあるんですね。そのとき財務部長が、かわいそうだから半分返しましたというようなお話をされたんですよ。延滞金をまけるから、本税全部払ってくれと言われたと相手は思ったんですね。それで家を売って払ったんです。その方は、延滞金も一端、全部払ってもらわないと困ると言われて持っていかれた。後で、全部延滞金戻してもらえと思ったけど、戻してくれなかったんですね。それで交渉して、財務部長がかわいそうだから、半分返しますということだったんです。だから、かわいそうということはないでしょうと、そういう言い方はないと。会議録残ってますよ。要するに、そういう局面のときでも延滞金の減免ができるんだということを相手に通知しない、教えないことがあったわけです。私は、このことをきちんと納税相談のときに言うべきではないかというふうに思います。先ほどの答弁では、そのようにしようというふうに聞こえましたが、そのとおり理解してよろしいですか。

納税課長

納付の際には滞納者の方に、本税、督促及び延滞金が幾らというふうな説明は当然いたしております。したがって、そのときの協議の中で説明もいたしますし、今後もそういうふうな形で説明はやっていくつもりです。

委員長

次に、「新弁分団地共用施設維持管理入居者負担金について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

40ページの雑入ですね。新弁分団地共用施設維持管理入居者負担金ということなんですけど、この共用施設とは何なのか簡潔に説明してください。

建築住宅課長

新弁分団地の共用施設につきましては、まず室内にあります廊下の共用と、それから外部にあります外灯、それからエレベーターの室内の電灯とか、あとは浄化槽の維持管理費という形になっております。

川上委員

浄化槽が大きいんだと思います。それで、入居者から負担をもらうんだけど、どういうふうな内容でこの負担金をもらうんですか。

建築住宅課長

この新弁分団地の共用施設の維持管理の負担金につきましては、まず団地内の、先ほど言いましたような共用部分の電気代、それから受水槽のポンプの電気代とか浄化槽維持管理費となっておりますけども、新弁分住宅では全戸が155戸を予定しておりますけども、現在までに入居が完了しております戸数が120戸でございます。残り35戸は今年度完成いたしまして、平成22年度に入居が完了いたしますが、155戸すべてが完了するまでの間は、共用施設に係る経費のうち現在入居してあります120戸分の費用を負担金としまして市が受け入れ、35戸分をそれに加算いたしまして九電などの業者に支払っているという状況でございます。

川上委員

新しい団地にお互いに知らない、まあ知り合いの方もおられると思うけども、お互いに知らない方が入ってみえるわけですね。お互いが親しくなって1つの団地に住むわけですから仲良くなるということが大事だと思うんですけど、ここで聞きしておりますと、浄化槽の負担が戸数割になっているということで、自分は单身ですと、よそは何人もおられますと。それで、戸数割というのは公平性に欠けるんじゃないかということで、もやもや感が市役所に向かえばいいんですけど、お互いに向かい合うということで、何件かトラブルがあつてるようにも聞いております。良好な住空間をつくるということで市営住宅もつくっておりますので、ここは一つ何か改善ができないのかなと思うんですけど、ご承知のことと思います。現在改善の方法を何か考えておられるかお尋ねしたいと思います。

建築住宅課長

現在の共益費の支払方法というのは先ほども申し上げましたように、一部を市が負担して払っておるわけでございますけども、予定しています住宅がすべて完了しましたら、維持管理のほうは入居者にお願いをしていくこととなります。そういうことで、その浄化槽の維持管理費用の中には平等割としなければならない経費もあるという判断をしておりますし、世帯人員の把握というのが入退去とかございまして、なかなか把握ができにくいところもあるということで、現段階では所帯割といえますか、そちらの方が理解が得られやすいのではないだろうかということで判断をしておりますが、維持管理が地元に戻った時点では地元のほうとまた打合せをしていきたいとは考えております。

川上委員

要するに、以前住んでおられたときはし尿汲取りだったわけでしょ。そのときは、そういうことなかったと言われておるんですね。住民間同士の対立が激しくなるのを見ておくわけにはいけないので、適切な形で市役所が改善を図るといふうにしていきたいと思えます。質問を終わります。

委員長

次に、「幼稚園通園バス利用料について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

40ページの雑入の中ほどですが、幼稚園通園バス利用料が158万4千円になっております。そして追加資料が22ページに出してあります。予算書計上の分は穎田と庄内の一律幼稚園通園バス有料化による収入のことでしょうか。

学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

川上委員

この利用料は振込の方もおられると思えますけど、振込はどれくらいの方が使われてますか。現在利用されている方の数が約90%で、144名のうち約半数ですから、70名ほどの方が振込を利用されております。

川上委員

資料を見ますと、平成19年は年度途中からの有料化なので、ちょっと比較しにくいんですが、平成20年と21年を見ますと、21年は2月末ということなんですけど、庄内は20年度が73万5千円、21年は54万円、それから穎田は77万1500円が55万3500円というふうにかなりダウンになってますね。これはどういう事情でしょうか。

学校教育課長

利用率そのものが、平成20年度、2園トータルで92.5%、平成21年度は90.1%というように、利用率が減っております。この現象につきましては、預かり保育を要望されている保護者の増に伴いまして、帰りのバス利用をなさらないご家庭が増えているためだというように把握をしております。

川上委員

そうすると、幼稚園の定員が減ったというようなことはないですね。

学校教育課長

平成20年度から21年度にかけてそのようなことはありません。

川上委員

私はこの150万円というお金、それから平成21年で109万円というお金を、子どもから市にお金がないといってもらわなければならないお金なのかというふうに思うんですね。それで新年度も158万4千円いただくこと、市にお金がないんだよと子どもに言うのかどうか分かりませんが。保護者にはどのような説明をしているのかと思うんですね。合併前は無料でお金

のない自治体が、ないというのはとあれですが、厳しかったはずで。そういう自治体が無料で走らせることができたのを、合併すると有料になると。保護者の方にはどういう説明をしておるのか、お尋ねします。

学校教育課長

保護者の方には、まず合併しまして市立幼稚園は3園でございます。3園のうち幸袋幼稚園は通園バスを運行しておりません。また頼田幼稚園、庄内幼稚園のご家庭の中でも保護者が送迎されている家庭と通園バスを利用している家庭とがありますので、通園バスを利用してある家庭についてはひと月1,000円という負担を、そのような理由でお願いをしたところでございます。

川上委員

頼田町と庄内町が合併前に無料化しておったのは正しくなかったと、そういう説明をしておることになりますね。

学校教育課長

正しくないと言いますよりも、同じ市立の幼稚園でありますし、同じそれぞれの幼稚園の園児でございますので、通園バスを利用しているところについてはご負担をお願いをしたところでございます。

川上委員

理由なく私は歩いていきたいという子どもたちを、無理にただだからということでバス乗せたりしてないでしょ。やっぱり理由があって、その町がお金がないのに走らせてきたんですよ。それを有料にした理由は、今では成り立たないでしょ。まず、何か教育委員会でお金を削らないといけなくて、あるいは増やさないといけないという行革圧力によって、ここだということで矢が当たったのが、白羽とは思いませんけど、的になったのがこの無料で走っておった市立の幼稚園通園バスじゃないんですか。つまり、行革先にありきであって、教育委員会は子どもを行革に差し出したということじゃないんですか。

学校教育課長

子ども、特に幼稚園児に関する件ですから、そのようなことはあり得ないと思います。3園の観点からの公平性、そして同一園内での公平性という観点から費用負担をお願いをしたところだと認識をしています。

川上委員

導入化のときにも議論したんですよ、したんですよ。したんだけど、2年半経ってどうかということ踏まえて、新年度予算をあなた方はつくったかどうかってことなんですよ。だから公平性というのなら、必要なお子さん、希望するお子さん、みんなこのように乗れるようにしてもいいわけでしょ、無料で。そうすると、それに必要な財源はどれくらいかかるのかということあなた方が選択して、選択肢を選んであげて、そしてやっぱり有料化を続けるんだという判断をしたのかどうかということになってくるんですよ。あなた方そういうことをやらないでしょ。漫然と予算を続けていただけじゃないんですか。この行革圧力で子どもを犠牲にするという、事もあろうに教育委員会がですよ、ということについて、私はもう少し教育委員会は胸を痛めなければならないというふうに思います。質問を終わります。

委員長

次に、「児童クラブ利用料について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

児童クラブ利用料については予算書42ページ、それから追加資料集15ページ、15ページの下のほうですね。新年度、利用者についてはどのくらい延びると予想されていますか。

児童育成課長

見込みでは、1,900名近くまでいくのではないかと考えております。

川上委員

ここに挙げてある5632万円というのは、どういう計算になるのでしょうか。

児童育成課長

年間ですね、平均しますと児童クラブは年度当初は多く、夏休み以降になりますと、だんだん減ってくるような状況でございます。この辺を前年と比較しまして、年間で一応1,897ですね、通年で見込んで、年間延べ人数は22,182人で算出して予算を立てております。

川上委員

肝心なことを、だから、子どもさん一人当たりの利用料は幾らですか。

児童育成課長

3,000円です。それとあと減免がございますので、母子家庭、父子家庭及び非課税世帯は1,500円、2分の1減免しております。生活保護世帯につきましては無料といたしております。

川上委員

一部扶養控除を廃止したりして、増税になる人もおるんだけど、鳩山政権が子ども手当を出したいと。それが13,000円なんです。それで、先ほど教育委員会じゃないけれども、子どもの負担はできる限り削る、現場で減らしていくということが必要だと思うんです。それで、例えば、通常月3,000円ということなんですけど、児童クラブ利用料を1,000円引き下げると、3,000円のところを1,000円引き下げるといことになると、この収入がどれくらい減りますか。

児童育成課長

平成21年の4月の1,882人で減免世帯を含めたところで試算いたしますと、約1900万円程度必要となります。

川上委員

あまり考えていないと思うんです。行革でふやすことが求められるような状況に、担当としてはなっておるかもしれませんが、逆にこういう時期ですから利用料を減らすという発想で、そのためには、財源がどれくらいいるのかとか、収入がどれくらい減るかとか、それはどこかで手当てできないのかということも考えてもらいたいというふうに思います。これは終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

ごみ袋売払い収入について、お尋ねをしたいと思います。長く聞きませんから。昨日までの質疑の中で、ごみは減量している、処理経費も減少、今後も減少するという見通しですね。そういう考え方でいいですか。

環境施設課長

質問委員ご指摘のように、ごみのリサイクル、それから減量化によりましてごみの減少、それから人口減によりましてとか、それから社会経済情勢によりまして減少している状況でございます。今後のごみ処理経費につきましても、ごみ処理経費が相対的に処理量が下がれば、当然ごみ処理経費が下がってくるという状況でございます。ただし、今後もその形の中で、経費していきと思うんですが、それぞれ施設につきましては老朽化等もございまして、その辺を含めた中で、今後経費的にどうするかというふうな推移を見る必要があるかというふうに考えております。

川上委員

後段は税金で対応すべきことですから、もともと全部税金で対応してもいいんでしょうけど

も、ごみは減る、処理経費も減少する、今後も減少するという状況の中で、ごみ袋が値上げになったんですね。昨年、年度途中からのことだったけども、追加資料の13ページを見ますと予算額で5億2485万2千円と。これを値上げを前の2008年度の決算額と比較すると、1億6603万3千円、市民負担増になるんですね。私は、先ほどいったようなごみをめぐる状況が、経費がかからないようになってきている中で、高いごみ袋をこのままにしておくわけにはいかないのではないかと思います。それで、ごみ袋はどのくらい下げたらいいのかということもあるかもしれませんが、私は値上げ前にまず戻すと。予算計上額としては3億5881万9千円、この程度に減額するべきではないかと思いますけど、どうお考えですか。

環境整備課長

ご質問者が言われますように、それぞれの、例えば収集運搬経費、処理経費と見た場合につきましては、当然ながらごみが多少なりとも今減ってきておる状態でございます。その分だけ、取り出して考えますとそれぞれの経費は、少なくて済むということになります。ただ収集運搬経費、それから処理経費等につきましては、当然ながらいろんな薬剤から燃料費から、例えば、単年度単年度の修繕費からいろんなものを含んでおります。それで総体的に見ました中では、可燃ごみで申し上げますと、平成21年度見込みの中では1袋の経費というのは、やはり300円近くかかっているわけでございまして、今後も先ほど施設課長が申しましたように、大規模な改修等も控えております。その中で、当初から3分の1を参考としながら、現実的には26.2%という中で、市民の方々にお願いした経緯がございます。昨日もご答弁いたしました。現在のところ24.7%と推移はいたしておりますが、そういう状況の中で今後につきましては、ごみ袋の値下げということについては考えておりません。

川上委員

実は、あなた方のこの予算計上の中には、コークス代が昨年半分になったでしょ。6300万円浮いたと言うじゃないですか。それは、お金はいろんなところに行ってるんですけど、この予算計上の中には、この6300万円分を含めたことになってるんですよ。もう間もなく、コークスの入札するでしょ。もう終わりましたか。それは、北京のオリンピックのころにはならんでしょ。しかし、あなた方はそのときの基準で予算組んでるんじゃないんですか。ごみ袋の予算ですよ。ごみ袋の値段の設計は、そうなっているじゃないですか。

だから、市民にとって5億何千万円のお金を払わされる中には、あなた方のずさんな計算から入っているわけですよ。だから、あなた方は考えてもおらんとかいうのはおかしいと思います。今、市民中ではものすごい怒りが出て、現職の議員が自分は無駄遣いを根絶し、ごみ袋を値下げしますと。値上げすると言っていた、賛成した議員が値下げすると言っているんですよ。齊藤市長は値上げすると言った。賛成と言った議員が変わったんですよ。それほどの市民の怒りがあるということなんですよ。これに、13人の市会議員が賛成してるんですよ。市会議員だけでも14人が、ごみ袋の値下げ今賛成しているんですよ。共産党入れれば16ですけど。だから、市民の怒りの形というのは、今こういうふうに変ってきているということ。理解しないとイケないと思うんですよ。金は余らせておって知りませんと、値下げのことは考えておりませんということはおかしいと思います。ですから、これはもう答弁求めても仕方がないんでしょうけど、今重ねて言いますが市民の怒りだとか、悩みというのはこういった形で現れておるんだと。私は齊藤市長が、ごみ袋値下げすると言っていたいただきたいと思っております。答弁は求めません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑がないようですから、歳入について質疑を終結いたします。次に「債務負担行為」、「地方債」、「給与費明細書」についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、「債務負担行為」、「地方債」、「給与費明細書」についての質疑を終結いたします。

暫時休憩します

休 憩 12:00

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

次に、総括質疑に入ります。はじめに答弁を保留していました事項についての質疑を許します。「潁田地区まちづくり推進自治公民館活動助成金について」、道祖委員に発言を許します。

道祖委員

潁田地区まちづくり推進自治公民館活動助成金について、これ原田議員の質問だったと思いますが、その中で潁田支所総務課長のご答弁がちょっと誤解を招くようなご答弁ではないかということをお尋ねしておったんですけど、そのときにいらっしゃらなかったので答えを頂いておりませんので、まず答えをいただきたいと思います。

潁田支所総務課長

答弁をさせていただく前に、3月16日の予算特別委員会で途中退席いたしました事をお詫びいたします。お尋ねの効果額の220万円の答弁につきましては、各自治公民館の市民が行っております公園や生活道路等の草刈り、下排水路の浚渫を仮に業者さんをお願いした場合に220万円位かかるのではないかと、そのような活動を市民の方にさせていただいておることをございます。

道祖委員

この予算、約290万円位だったと思いますけれど、この290万円を渡すことによって、お任せして220万円ぐらいの仕事をやってもらってるということなんですけれど、これ実際に行政が発注をかけたら、予算書にある約290万円以上のものを潁田の自治会員ではやっていただいているというふうに理解してんですか。

潁田支所総務課長

今申しましたように、公園や草刈りそれから下排水の浚渫でございまして、先の答弁でも言っていましたけれど、残りの部分については高齢者の交流、敬老会それから七夕祭り、その他活動をしていただいておりますと、この220万円だけの活動ではないということでご理解いただければというふうに考えております。

道祖委員

ご答弁は、ちょっと細かくお尋ねしたいと思うんですけれど、それはさておきですね、1つだけ確認させていただきたいんですが、毎年このような助成金を出されておりますが、この助成金に対しての会計報告等は受けておるんですか。

潁田支所総務課長

毎年、年度が終わりましたら決算書を提出していただいております。領収書も原本をうちのほうでとって、確認、保管しております。

道祖委員

今回はこれで質問をさし控えさせていただきますけれども、後日うかがいたしまして、活動内容の詳細についてご教授いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

次に質疑通告されております。「財務会計処理について」、原田委員の質疑を許します。

原田委員

これも合併いたしましたしてほとんど毎年話をさせて、質疑をさせていただいております。この目的といたしましては、いわゆる総務庁の試案の単式簿記からの脱却ということがねらいでご

ざいまして、複式簿記による公会計処理に、いわゆる総務省での基準モデルにのっとっての会計処理はいかかという質疑であります。まず、前回のときにもこれは質疑いたしました。そういたしますと今後の検討課題としてさせていただきたいというご答弁をいただいています。その後、毎年のごとでございませうけど、今回はどのような検討をいただいたのか、まずはお伺いをいたします。

財政課長

ご質問の内容につきましては、昨年の決算委員会におきましても質問委員の方から明日からやれとは言わんが、是非、前向きに検討させていただきたいということで承っております。以来、ちゃんと前を向いて検討はしたんですが、現在、平成23年度のシステムの再構築に向けて、財務会計システムの打ち合わせを進めております。現状、率直に申しますと、現時点の検討としましては、昨年12月の総務委員会で報告させていただきました連結による総務省方式の改定モデル、この方式での処理を当面続けさせていただきたいというふうに考えております。主な理由といたしましては、決算委員会の前に質問委員もご指摘いただきましたように、複式簿記を導入すれば重複に管理するというので、事務処理にもうひと手間かふた手間かかるだろうということでのご指摘もいただきました。その点と、20年度決算での財務諸表4表、県内の各市におきましても公表をいたしておりますが、県内の政令市を除く26市で基準モデルを採用しているのが2市で、残る24市が改定モデルを採用しております。多くの市がこの方式を採用しておりますので、改定モデルでやる方が比較分析にも役立つと考えておりますし、また改定モデルでも、一定の成果が得らるということが理由です。また大きな理由としまして、自治法の改正など法整備がまだ整っていないということも挙げられます。以上の理由から、現状の改定モデルでの処理をさせていただきたいというふうに考えております。

原田委員

改定モデルとか基準モデルと言ってもちょっと分かりにくいところがありますので、ちょっと補足いたしますと基準モデルというのが複式簿記による公会計処理ですね、改定モデルというのが今の単式簿記のやつなんですね。今いろいろ説明がありました。比較検討するに上においてもと、しかしながら総務省は基準モデルでやるのが望ましいと、今後はこの方式でやっていただきたいと、はっきりと総務省のホームページに記載されております。これご存じですか。

財政課長

目指すべき方向性が、基準モデルであるということは承知しております。

原田委員

承知をしておきながらですね、やっぱり改定モデルと。答弁は前向きながらやることは現状維持なんですよ。1つの例を言いますと確かにこれ時間もかかりますよね、それは十分に私もわかります。ですけど、こういう考え方もできるんです。例えば、今まで手作業で事務処理をやったところでOAシステムを入れる。そしたら両方並行作業やりますから手は掛りますよね、しかしその後はどうなります、いったん軌道にのれば全然手間数違うでしょ。それと同じだと思うんです。

これのいわゆるメリットというのは、過年度における誤りというのがきちんと現れるんですよ。単年度ですと、もし誤りがあっても、これ見つけにくいんです。わかりますかね、例えば病院の会計処理、あれは複式簿記でした、企業会計ですから、そうなりますと何年後であってもこれなんだというのがわかるわけなんです。市長は民間出身のトップでいらっしゃいますので十分にそこらへんはご理解いただけると思うんですけど、単年度だったら、もしその処理に誤りがあっても、これ見つけるってのは大変ですよ。なかなかわからないですよ。ですから私はメリットの一番大きなものはそこにあると。

2番目に決算が早くなりますよね、出納閉鎖という言葉がなくなりますよ。あとは未収と未

払いでやればいいんですから。そうしますと今、通常決算って10月ですよ、3月決算をやるのが。10月だったですかね、そこら辺でしょ。普通であれば3月決算であれば2カ月内に、民間企業であればですよ。2月以内に株主総会やって決算報告して、次年度の予算まで承認を受けるんですよ。しかし、この公会計についてはどうしてもずれ込むと、ある程度ずれるのは分ります、これは税金での収入というのがありますからね。しかしながら、秋口はないんじゃないかなと思うんですよ。諸々のそういったものと別に、今度は財務諸表、いわゆるこれは貸借勘定でいきますから正確な財産状況が把握できるということなんです。今は決算書をみて財産はどうなってるかといえはいちいち別に書き出さないといけないじゃないですか。たぶんですね、いまお勤めの方なんかは会社の決算書なんかよく見られてると、見慣れてあると思うんです。ご苦労は分りますよ、市報なんかに一家の家計を例えとして、これが幾ら、収入が幾ら、何が幾らということで例えてありますけど、それが正確な数字そのままに把握できるというのは、メリットではなからうかと私は思うわけです。それをみますとね、民間企業でいうところの運転資金がどのくらいあるのか、健全経営ができていいのか、そういった企業分析まで、企業分析といったおかしいんですけど、そういったものができる。それをすることがより、この行財政の透明性を高めるという点ではですね、これがベストだと思うわけです。

倉敷市は、やはり基準モデルの実行可能性の検証、及び資産評価方法等の諸問題について検討するというので、研究を行うことを目途として倉敷市新公会計制度研究会というのをつくられております。その下に今度は、役所のワーキンググループかなんか作っておられます。やはり、これもですね2年3年とされてあるんですが、掛ったっていいんですよ。要するに、その明確な意思を持って進んでいただきたいということなんです。来年からしましょうよといって出来るもんじゃありませんよ。ただ、そういう研究会でも開くとかですよ、そういうことやっていかないと私はとり残されるのではなからうかと思うわけでありまして。

今1つ、先ほどOAシステムのことが出ていました。ただ今OAシステムの再構築がっております、当然OAシステムのところで質問いたしましたけども、財務会計についても、パッケージって言われましたけども、パッケージで入るようになっていきます。せっかく再構築がされているんですから、ぜひですね、やっぱりそれも対応できるようなやつでやって、少しぐらいは試運用ができるような形のものがとれないかなあと。これは財務課長じゃちょっと難しいでしょうから、次長のほうにいきなりで申しわけないんですけどもね、そういったパッケージシステムだったら、そう言ったものもあるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

情報化推進担当次長

今回の再構築における財務会計のパッケージに関しましては、提案されてる中におきましては、今回のシステムを入れる会社からの提案の中では、総務省方式改定モデル、あるいはその基準モデル、どちらを使うかということが可能というか、どちらを使えるかという形では考えられる話でありますけれども、ただ、今の時点でそのどちらを選ぶかによって、パッケージそのもののカスタマイズをもう開発管理してきておりますので、今から戻るということは非常に難しい話ではあるかと。このあたりにつきましては、もう財務部のほうがこういう形で進んでいきたく。将来どうするかという形になれば、また中で、私どものほうでどういう形の、例えばテストの機械を入れてやってみるとかいうことは、また可能であろうということを思っておりますけれども、今回の分につきましては、今、進んでおりますのは、財政課長が申しますような総務省方式の改定モデルという形で進んでいこうということで、もう開発には着手されております。

原田委員

私が、今年初めてこの質問するんであれば「なるほど」と。じゃあ今回は無理ですねということに収まっておるんですけども、これ、始まって4年間、言い続けてるんです。特に昨年

は、システムの再構築は今まさにあつてから、あわせてご検討くださいということをお願ひしてたんです。検討しましたけれども、先ほど云々言われて、結局改定モデルにさせていただきますと、何かお願ひみたいな口調でおっしゃいましたけれども。だから、その機会をやっぱりどこかで捕まえないきゃいけないんじゃないかなと思うんです。今、パッケージソフトにしても、総務省ホームページなんか見たら、いろんな案内が出てます。基準モデルと改定モデルと。そのうち、基準モデルから改定モデルにバージョン変更できるようなものも出てくるんじゃないかなという気がするんです。今そういう要望がどんどん来ておりますから。ですから、私は先ほどご紹介いたしましたような倉敷市、こういった研究会なりワーキンググループでもお作りになってですね、これはぜひご検討、本当に前向きにご検討いただきたいと思いますと思うんです。いかがでしょう。

財政課長

私も、委員のほうから機会あるごとにその基準モデルの有効性というのはご教示いただきまして、先ほどもご答弁申し上げましたように、目指すべき方向性としましては基準モデルということは委員ほどではありませんが、おおむね認識をさせていただいております。国の公会計制度の研究も企業会計のほうを研究されておるようでございますので、私どものほうもその総務省の公会計制度の改革の動きにも注意しながら、委員言われるように自治法の改正等も研究されると思いますので、そういった動きを見ながらちゃんと前を向いて検討したいと思います。

原田委員

前を向いて、ぜひお願ひしたいと思います。やはり、今言いましたように、OAシステムとの関係がありますね。昔のように算盤仕事じゃございませんので、どうしてもOAシステムと、バージョンがこんなふう新しいのが来てるという、やはりそこで縦割り、こちらはOAシステムだけ、こちらは財政だけじゃなくて、今こういうのがあつて、今、システムはどうなってますかというような横の連絡もやっぱり密にとつていただきたいと思います。システムとかプログラムの世界というのは、ころころ変わるんですよ。今だいたい普及してるWINDOWSだって、バージョンがころころ変わるじゃないですか、二、三年やると。もう3.1から何年たちますかね、相当変わってますよね。3.1、95、98、それからセカンド、エディション、ME、XP、もうまた上が出てるじゃないですか。今度はWINDOWSセブンが出ました。そのようにどんどん変わるんですよ。だから、きちっとそこら辺の連絡を密にして、今後対応していただくことを期待しております、要望じゃなくて。よろしくお願ひします。終わります。

副委員長

次に、「保護司会、青少年補導センター、PTAなどへの補助金等について」、原田委員の質疑を許します。各種、これはもう実は一例でございます、たまたま保護司会、青少年補導センター、PTA等の補助金等についてということで述べさせていただきました。合併いたしました、例えばこの三つしか挙げておりませんけれども、どのくらい金額が下がったか、それぞれの所管から、数字だけで結構です。内訳については結構でございますので、ご答弁をいただきたいと思います。

総務課長

まず保護司会の補助金のほうからご答弁申し上げます。平成19年度以降、21年度まで同額となっております。飯塚保護区保護司会飯塚支部補助金と、もう一つ、飯塚区保護司会補助金と二つございますが、いずれもこの3年間、同額で推移してきております。

原田委員

私、課長からこれ、資料を頂いたんですよ。平成18年度決算額、その前から17年度決算額。17年度決算額というのは、あれですよ、1市4町の合計額ですよ。これと比較して、明らかに下がってるじゃないですか。同額じゃないですよ、これ。それを端的に数字でいいか

ら、合併してどうなったかということをお聞きしたいんですから、端的に数字だけで差し引きです。私言います、8万円です、これ。次、お願いします。

児童育成課長

平成18年度予算額114万円と比較しまして、平成19年度以降は16万円減額の98万円となっております。

生涯学習課長

飯塚市小中学校PTA連合会補助金につきましては、平成18年度は80万8千円、19年度は79万4850円、20年度79万1100円、21年度77万7825円と減額しておりますが、単価としては19年度より児童・生徒数に75円を乗じた額を支出しておりますので、この減った分については小中学生の児童数の減によるものでございます。

原田委員

今、縷々説明をいただきました。そこで、金額としてはもう、年間のことですから8万円、16万円と、いわゆる行財政改革効果ということなんでしょうかね。私がよくわからないのが、このPTA連合会のあれですけれども、補助金の算定根拠なんですけれども、児童一人あたり75円掛ける児童数で、これはずっといってるんですよ。ですから当然、児童数が今、少子化で減ってきております。そうしますと毎年少なくなると。しかし、これ、事業を行うときに、例えば講師の謝礼なんかがあるじゃないですか。どこを見て話したらいいんですか。これは生涯学習部になるんですか。あ、そちらを向いて話したらいいんですね。そうなりますと、生徒数が下がっておりますからすみませんが、去年より150人分ちょっと安くしてくださいというわけにいかんでしょう。何か根拠としては、算定根拠にならないと思うんですよ。生徒1人75円ですよ。子どもは市の宝とか、いろいろ言葉が出るじゃないですか。それが75円ですよ。それはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。これ、活動するときいろんな事業費として私は算定するべきだと思うんです。単価1人75円で生徒数が下がってきますからどんどん下げていくなっていうのは、これはどういうお気持ちで当時策定されたのか、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

生涯学習課長

ご指摘の単価75円でございますけど、平成18年度の飯塚市小中学校PTA連合会の理事会において、合併に伴う組織及び補助金交付についての一本化が承認されたことを受け、平成19年度にPTA補助金を算定するに当たり、各小中学校PTAが負担金として納付しておりました額75円を根拠に、75円というふうに決められております。

原田委員

あまり、今のは申し訳ないんですがご答弁になってないんですよ。今までは例えば、旧町云々でいけば、PTAの一般講座等助成金とか、これは穂波地区とか筑穂地区とか、いろいろ出てくるわけですね。そういった事業内容を勘案して、やはり支出する、補助をするというのが私は当然のやり方であろうと思います。このままいってどんどん生徒数、激減してまいりますとね、補助金もどんどん下がっていくと。しかしながら事業は、単価いくらというような事業じゃないでしょ。これはおかしいと思うんです。このことを言うわけじゃないんです、私。これもちょっとぜひ、ご検討されるものは十分にあると思います。これはぜひご検討いただきたいと思うんですよ。そのあたりいかがですか。

生涯学習課長

ご指摘の点については、小中学校PTA連合会のほうと協議をさせていただくようにします。

原田委員

ぜひそのように、ご検討いただきたいと思います。私はここで申し上げたいのは、それぞれこれについてはもう生徒激減ですから、一万いくらですよ、年間で。そんなもんです。で、あとは保護司会とか少年相談センターとか、これだけじゃないんですよ。ほかにいろいろやっ

てる、なんでこれを一例として出したかという、こういった活動をされてる方っていうのは無報酬なんです。ボランティアで市のためにされてあるんじゃないですか。市の行政を支えていただいている方々でしょう。補導委員とかいっても、ここから別に給料が出るわけじゃないんですよ。この支部とか諸々の活動費のための補助金じゃないですか。これはどちらを見たらいいですか。総務課長ですかね。ですから、これは市民のために市民が無償でやってる、その補助金を、行財政改革になるのか何になるのか、一律カットしていくのはいかがなものかなと私は思うんです。これなんか一番わかりやすいですよ。保護司会等の補助金なんですけど、0.9なんです、定額。1割カットなんです。これはどういう根拠で1割カットをしたのかなと思うんです。恐らくというよりも行革のほうから何らかの財政縮減という話に来て、こういう形になったんだろうと思うんです。そこで私が思いますのは、こういうボランティア的なことで市民の生活、また安全、子どもの教育を支えていただける方にですよ、これは行革の対象にはなりませんよと所管はきちんと言わなきゃいけないんです。どういう論議がその間、所管と行革の間にあったのか、お尋ねをさせていただきます。

行財政改革推進室主幹

補助金の見直しにつきましては、市町合併直後、行財政改革を推進すると並行いたしまして、暫定的な見直し基準を作りまして、一つ一つの補助金につきまして見直しをいたしております。それから、平成19年度以降は各課と協議をしながら、それぞれ縮減等を図ってきていただいております。これは暫定的な措置ということで、昨年12月に補助金等の見直しに関する指針をつくっております。これに基づきまして、平成22年度全補助金につきまして再度検証をしながら、今言われましたような、例えば事業費、補助への移行、また第三者審査機関の設置等行いながら見直しを行ってきたいというふうに思っております。

原田委員

私は何で今これを言うかといいますと、これ骨格予算じゃないですか。ということは、正式までに時間があるから言ってるんです。要するに、行革という名のもとに何でもかんでも頭から軒並み5%カット、10%カットやっていいものと、これはむしろ力を入れるとか、せめて現状維持とか、そういうものがあるんじゃないんですかということをお願いしておるんです。だから、何でもかんでも5%カット、10%カット、そんなもの誰でもできますよ。だからそれを精査する。何のためにこの補助金を出してんのかということをご理解いただかないと、こんな形になるんですよ。所管も是非、何を言ってるんですかくらいのことは言っているんですよ、行革に。これは、市民の皆さんが一致協力して市のために頑張ってるんじゃないですかと、そういったことを所管で言われました。言ったって仕方ないや、10%カットしようというのが、この0.9ではないかと思うんですよ。総務課長、いかがですか。

総務課長

関係団体の補助金につきましては、平成18年当時ではございますけども、復活要求までいたしまして削減を思いとどまってもらいたいというようなことを行った経験はございます。しかし、非常に厳しい財政状況ということで、やはり要求は通らなかったというような経緯がございました。

原田委員

私、長々言いません。ただ、何でこの年間8万円ぐらいを行革という名のもとでやるのかなという気が私は本当にするんです。下がっていいとこと、これは違うんだろうという、対象外というやつを是非考えていただきたいと思えますね。その他にもいろいろあると思えますよ。ですからきちんとそこら辺をですね、ぜひ精査していただきたいなと要望いたしまして終わります。

委員長

次に、「PCB含有物処理手数料、PCB廃棄物収集運搬等委託料について」、田中委員に

質疑を許します。

田中博文委員

ページ数47ページ。総務管理費、12節PCB含有物処理手数料56万1千円、他51ページ、90ページ、97ページ、152ページ、183ページ、特別会計でいけば332ページ、あと外れますけど水道事業にもこの分は掲載されてます。あと収集運搬費として、107ページの清掃費の中に13節委託料であげられてます。この分について、各所管、部署で対応されると思いますけど、それぞれどれだけの量をどこでどういうふうな形で処理されるのか、教えてください。

環境施設課長

現在飯塚市で保管しておりますPCB廃棄物につきましては、コンデンサ28台、それからトランス5台、蛍光灯の安定機でございますが262台、それから高圧開閉機1台、遮断機1台、PC有缶1台でございます。今回その対象となりますものは、コンデンサ28台、トランス3台、安定機に262台、遮断機1台、PCBの1缶でございます。内容につきましては、穎田支所総務課がコンデンサ1台、蛍光灯安定機10台、それから本庁総務課がコンデンサ3台、保育課が蛍光灯安定機40台。健康増進課、蛍光灯安定機19台、トランス2台。筑穂支所市民環境課、安定機1台。それから環境施設課、コンデンサ1台。教育施設課、蛍光灯安定機176台、コンデンサ9台。スポーツ振興課、コンデンサ3台。農林課、コンデンサ1台と、以上の他に、先ほどご質問が出ておりました上下水道局が保管しておりますコンデンサ11台、PCB70キロでございます。このうち今回対象外でございますのは、トランス2台それから高圧開閉機1台、これはスポーツ振興課が保管しておりますが、低濃度のため処理計画外とされたものでございます。これらにつきましては、処理方法と処理施設等について検討中でございます。

田中博文委員

どこでどういう形で処理されるか、もしわかれば教えてください。

環境施設課長

処理する場所でございますが、日本環境安全事業株式会社、これは日本政府が100%出資した会社でございます。その北九州事業所の方ですべて処理するということでございます。ただ、この会社につきましては、収集運搬が出来ないということでございますので、別途指定された収集運搬業者にそこまで搬入するということとなります。

田中博文委員

今、答弁の中で含有量が少ないものは対象外といったものについては、今後の指示なりそういったところの指導なりで処理されると思いますが、それをどういう形で保管なり管理されるか教えてください。

環境施設課長

先ほどご答弁申し上げました低濃度の廃棄物でございますが、今後は先ほどの日本環境安全事業株式会社以外のところで、低濃度PCBの廃棄物の処理方法が検討中ということでございます。高温処理という方法が有力であると聞いておりますが、この方法の実験、実使用で良い結果が出れば、国のほうに申請し、環境大臣が認定すれば処理できるということになっております。情報によりますと、平成22年度中には認定されるということではないかということでは情報を受けております。現在のPCBの低濃度につきましては、先ほど申しましたスポーツ振興課のトランス2台、高圧開閉機については現在クリーンセンターの方で保管しております。

田中博文委員

これはそんなに项目的に上がってくるものではないと思いますが、問題になって県の指導等で保管なり管理されて、随分前のことだと思んですが、そのところを今どういう管理状態でされてるか、今おられる方が保管場所にて、ちゃんと資料と一致してるかどうか分かり

ませんけど、あとからまた出てきたとかいうことのないように、それぞれ注意されて確実に安全に処理をしていただくようお願いして終わります。

副委員長

次に、「2010年度当初予算の特徴と行財政改革について」、川上委員に質疑を許します。

川上委員

齊藤市長は、この間の市政運営についていろんな重要点をあげておられます。市財政との関係でいうと、市の財政が再建、あるいは健全化できたら、その次は住民サービスだと、しばらく我慢してもらいたいということタウンミーティング等でも言ってこられたわけです。質問するのに結論的なことを言うと失礼かもしれませんが、この発想が4年たって失敗であったということが浮き彫りになっているのではないかと思うんですね。私は、日本共産党は、そういう齊藤市長の考え方に対して、この間一貫して住民福祉を守り充実する中でこそ、市財政は再建できると、つまり株式会社飯塚市の路線ではなくて、住民福祉の増進を本旨とする地方自治体の役割を發揮する中でこそ市財政も再建できるのではないかということで、そういう意味では対決軸を示してきたわけでありまして。そこで、市の財政と予算書の特長について幾つかの点をお尋ねしていきたいと思っております。まず予算書の基礎となるのが、人口の見通しだと思うんですね。本市の人口について、どのように来年度考えておられるのか、お尋ねをいたします。

財政課長

人口の見通しにつきましては、昨年12月に行財政改革実施計画の第一次改訂版の中で財政見直しをお示しさせていただきましたので、基礎となる考え方でお答えしたいと思います。人口につきましては、平成18年から平成20年にかけての減少率を平均で0.99564ということで見込んでおります。その減少率で今後の見込みを立てております。

川上委員

本市の総合計画では、最終年度を13万人を維持するというようになっております。それでは、法人数の見直しについてはどのように検討していますか。法人数は、平成21年度、本年度で、課税課調べて2,932となっております。20年から21年にかけては、約44減少しておりますが、見直しの中では横ばいということで見込みを立てております。

川上委員

国政をこのままでよいかというわけにいかないと思うんですけども、今の状況のままであるとすれば、人口についても、法人についても今本市が持っている見直しについては、達成しがたいということだと思います。そういう中で、市税についてお尋ねをいたします。市税については、説明があったとおり相当な減ということになっております。市民税については、個人市民税、法人市民税あるかと思いますが、これについてどのような見直しを持っているのかお尋ねします。

財政課長

先ほど人口の減少率と言いましたが、伸び率が0.99564ということでご紹介いたしましたが、市税、財政見直しの中ではその逆の減少率の2分の1程度税の方に影響が出てくるというふうに考えまして、そういった見込を立てております。

川上委員

本来三位一体改革ということで、税源もきてる訳だし、税収は増えてるはずなんですよね。地方交付税が今回増えてますね。これはどういう理由ですか。

財政課長

特別交付税は前年度と同額で予算は計上させていただいております。普通交付税に関しましては、平成21年度の決定額をベースにいたしまして、国が示しました伸び率等を勘案いたしまして試算をしております。21年度の当初予算と比較いたしますと、需用額の方では約

10億円程度伸びると試算しております。主なものとしまして、国が示しました地域資源活用臨時特例費、こういったものが1億7千万円ほどと。個別算定経費が約4%の伸びを示しております。それが13億円ほど等々で、1億円程の需要額の増を見込んでおります。逆に、基準財政収入額は、税収の減等で3億円程の減となっております。これに、臨時財政対策債の振り替え分が10億円程ありますので、差し引き3億円程の増を見込んで計上させていただいております。

川上委員

この地方交付税増えた分の中には、増えた分と元々の分とよく区別がつかないかも知れませんが、借金返しの応援が入っておるといことが証明できますか。

財政課長

公債費に関しましては、平成21年度の決定額より5千4百万円ほど、約2%程増えたところで需要額の方に参入をしております。

川上委員

それは常々私意見申し上げておりますけれども、将来の地方税の先食いであるということで特別なお金が来たわけではないと、一定のスパンで見た場合はですね。それで、実は地方交付税については、前政権以来ですね、2つの機能のうちの1つ、財政保障機能については、辞めたいというふうに言っていたわけですね。そういうことも含めてですね、地方交付税に対する攻撃が甚だしかったわけですが、それは、地方公共団体や全国の国民の闘いの中で食い止めながら、今回政権交代したということもあって、増に転じたとその財源については、将来の不安を残すところは確かにあります。地方自治を大事にしなければならないという思いが私は基本的に、この交付税増に繋がっていったというふうに思っています、単に、1つの要素ですけど、借金返しの分が増えたというふうには捉えられないというふうに思うんですね。それから、次に聞きたいのは補助金の増減動向はどのようになっていますか。

財政課長

国庫支出金ですが、今回、骨格でございますので、投資的な事業でありますとか、新規の政策的な事業に対する補助ないし負担の分は入っておりませんが、今回、補足説明の中でも申し上げましたが、こども手当の制度が新たに出来ましたので、そういった関係の負担金が16億円程増えておりますし、生活保護費の負担金が約6億円程増額になっておりますので、そういったかたちで国庫支出金は増額になっております。県支出金につきましては、緊急雇用の対策事業等に取り組んでおりますので、また、保育所の整備事業費の補助金等で増ということになっております。

川上委員

特例的なものはあると思うんですが、皆さんも常々言われておることですけど、本市の一般財源が縮小していくとするでしょ。そうするといろいろ補助事業メニューも少なくなったりもしてるのかも知れませんが、言うなら頭金の用意がないものだから、いろいろメニューがある中でもこの仕事をしたい、この住民が喜ぶと思われる仕事もしたいとと言っても頭金がないために、補助を受けられないということがあるといではないですか。その窮屈感というのはどうですか。

財政課長

窮屈感と言えるかどうか分かりませんが、国の補助制度あたりを活用します際も質問委員が言われますように、10分の10以外は一般財源を手当てしましたり、補助の裏の部分で起債を活用したりということになりますので、後年度の負担の分も十分に考えた中で、活用しているというふう考えております。

川上委員

合併特例債400何十億という枠を考慮しなければ、相当な窮屈感があるわけですね、本

来。ところが、あまり窮屈感を感じていないと、財政課が。というのは、賞味期限が近づいた、利用期限が近づいた合併特例債、それを相当当てにしておるということだと思っんですね。それで、私は昨日か一昨日か忘れましたが、合併特例債の利用については絶対悪いということでもない。それも目的次第ということもある。しかしながら、最初から全部使うんだというような発想の出発じゃいかんということをはるわけです。とりわけ、私は市長が、財政部門もですけど、窮屈感を感じないで仕事をしていくというのは、危険だと思っんですよ。窮屈感を感じながら一つひとつ打開していくという方向で行かなければ、470億円全部使っってしまうということにもなりかねないと思っんです。それは心配です。それで、それを食い止めるためにもですね、本市が抱えてる借金について、キチンと見ておく必要があると思っんです。それで、毎年の借金の返済はどのようになっておりますか。来年度どうかということと、その後の見通しをお尋ねします。

財政課長

公債費になりますが、一般会計で平成22年度におきましては、対前年度比で3億5千8百万円程減額になっております。これ一般廃棄物処理事業債、確か、し尿処理場の改築関係の起債が大きく償還額が減ったことによる減額を見込んでの計上となっております。先ほど申し上げました財政見通しの中でも公債費を、これ普通会計になりますが、平成23年度で74億円、24年度で69億円、25年度で60億円と大体減少傾向にあるというふうに見通しを立てております。もちろん投資的経費を抑制しながら、行財政改革の中で抑制しながら、新発債をなるべく抑えていくということも併せて公債費の償還分は減少していくというふうに見込んでおります。

川上委員

投資的経費を抑制しながら、そのような見通しを持っておるということなんですが、これで借金の残り、残高は同じように来年度どうなるのか、来年は数値もありましたけど、敢えて答弁して下さい。その後の見通しも一緒をお願いします。

財政課長

これも普通会計ベースで見込みを立てておりますので、その数字でお答えさせていただきます。平成23年度市債の現在高が約491億円です。24年度で472億円、大体24年から27年度にかけて、大体471億円程度で推移するというふうに見込んでおります。平成22年度におきましての現在高は、これは一般会計の数字になりますが、予算書の201ページに資料を掲載しております。22年度末の現在高の見込額で516億3千8百万円程となります。前年度21年度末で546億円の残高を見込んでおります。

川上委員

それです、最初に戻ります。それで、齋藤市長が財政再建ができれば、あるいは財政健全化が出来たらというのは、目安としてはプライマリーバランスが取れる時期ということなんです。それで、あなた方もいろいろ時期については研究してるんですけど、その現状で行くとプライマリーバランスいつ達成できるとお考えかお尋ねします。

財政課長

これも行財政改革の実施計画の中でお示ししておりますが、収支のバランスが取れるのを平成25年度ということで計画を立てて、推進項目を実施していきたいと思っんです。

川上委員

大ざっぱに言うと、入ってくる分と出る分のバランスがとれると、借金が固まってあつたとしてもですよ。ということなんですけど、返す分については、先ほど言われたように新しい借金による投資をしなければ、先ほど言ったように減ってくると。しかし、その時に、出る方について住民福祉サービスを削ることを含めて、バランスを取ろうとすると住民に痛みが行き過ぎて、自治体の本旨から外れてしまうことになるわけです。だから、やみくもにプラ

イマリーバランスをいつまで取るということのを固定的に捉えて、それまでに職員を何人減らすだとか、住民から127億円いただくとかね、あるいは、犠牲を押しつけるとか、というようなことをやる必要があるのかと。借金は全体として減らしていく方向だし、借金返しが減っていく方向だし、同時に、我々が、本市が一定の努力すれば個人消費を回復し、そして、税金を取り戻す可能性もあるわけですね。もちろんそれは、国政の大きな政策の変更だとか、国際的な動向もかかわってくると思います。しかし、そういうことを考慮しないで、とにかくやみくもに25年とか26年とかいうことで市民と職員に犠牲を押し付けていくということになってくると本末転倒ってことにならないかと。株式会社で言えば、トヨタみたいなことにならないかと、いうように思うんですよ。それで、先ほど借金残高聞いたんだけど、基金についてですね、今後どのように取り崩し可能な財政調整に使える基金、今後どのようにできるとお考えか、見通しが立つのかどうかも含めてお尋ねしたいと思います。

財政課長

これも行財政実施計画の改訂版の中で、第一次改訂版の中でお示ししておりましたが、この行財政改革の推進項目を実施していくことで、財政調整基金、減債基金の残高を平成23年度で26億4千万円、24年度で21億9千万円、25年度でバランスが取れるということで22億8千万円、以降20億円台を維持していくということで見通しを立てております。

川上委員

分かりました。それでは、国政の動向の問題とは決定的な意義を持つわけですが、行財政改革についてお尋ねをしたいと思います。本市の努力の方向としてですね。2010年度の目標についてはどのように掲げてありますか。

行財政改革推進室主幹

行財政改革第一次改訂版の効果見込額でございますが、平成22年度、これは全会計でございますが、6億6200万円を効果見込額ということで計画をいたしております。

川上委員

住民サービスの削減ですね。そちらからいうと財政削減、縮減というんでしょうか。および今度は逆の負担増、それはどういったものがありますか。

行財政改革推進室主幹

平成22年度でいきますと、住民負担というものはございません。行政内部の改革を中心として計画をいたしております。

川上委員

負担はないと。高いままで横ばいということですね。財政縮減という点ではどうですか、カットのほうは。

財政課長

平成22年度の当初予算の財政削減を図った一番大きな要因としましては、職員の人件費が一番大きいかと思います。あとは21年度で経済危機対策等いろいろインフラ整備、道路補修等のインフラ整備を重点的にやってきましたので、22年度につきましてはそういった維持補修費が若干下がっておりますし、議会事務局の交際費等のいろいろな見直し、事務事業の見直しを行って削減をしております。

川上委員

あなた方がやりたかったけれども今回は見送ろうとしたものがありますか。あればそれを紹介してください。

財政課長

本年度骨格予算を編成しております。新規の政策的な事業とかは計上しておりませんので、そういったところでご理解いただきたいと思います。

川上委員

今回全部見送ったということのようですが、行財政改革推進室が答弁お願いできるかと思
いますので。

行財政改革推進室主幹

平成22年度に計画していたもの、市民負担増等でございますが、それは最初から計画は
いたしておりません。

川上委員

そうすると保育料と水道料というのがこの間見送られたということになってるんで、その
へんが次のターゲットということと違って心配しております。保育料については民主党の子ども
手当の関係で、税額が上がって保育料に反映するということが心配されることもあるんですね。
そういう本市が市民に与える打撃だけ考えないで、国の政治の中、あるいは県もありますけど、
そういう状況の中で市民がどういう状況にあるのか、あるいは市の職員がどういう状況にある
のかということ踏まえてものを考えていかないと、去年上げてそれは横ばいですというよう
なことが、どれだけ打撃になっておるかということが、気がつかないことがあると思うんです
ね。本当にそうなんです。だから去年上げて今年は上げてないですからと、さっきのごみ袋
でもそうなんです。700円という設計の中に、北京オリンピックで高くなった高いコー
クス代の設計が入ってるわけですから、既に、700円の中に、今年800円にはなってない
けど、高いままの形が手数料、売払収入で市民の負担となっていくわけでしょ。出すほうは減
っているのに取る方は高いままということに気がつかないこともあると思うんで、全般的に全
体としてあなた方が負担を求めたり、サービスを削る対象にしてる住民と職員の状態をよく見
て考えないと大変なことになると。今までの行財政改革に振り返ってみると、本来は、無駄を
削り住民福祉の充実に回すというのが行財政改革なのに、だいたい市民が受け止めているのは
逆なんですよ。額田と庄内の幼稚園の子どもたちから、昨年でも100万円通園バス代だよ
と取り上げて、その100万円はどこに行ったのかと聞かれるわけですよ。だから、そういう
行財政改革の在り方を改めてもらいたいと。これで終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:07

再 開 14:19

委員会を再開いたします。

次に、「排水機場汚水ポンプ等の管理運転について」、川上委員に質疑を許します。

川上委員

基本的なことをお尋ねしたいということなんですけども、最初に、汚水ポンプ場運転保守点
検業務委託について、状況表を資料要求したいと思いますので、取り計らいをお願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求のっております資料は提出できま
すでしょうか。

建築住宅課長

提出できます。

委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求のありました書類については、要求すること
にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されております
ので、事務局に配付させます。

(資料配布)

川上委員

資料提供いただきました。この業務はどういう業務ですか。

建築住宅課長

現在建築住宅課が管理しております汚水ポンプ場につきましては、いまお手元の資料にもお配りしておりますが、清水谷汚水ポンプ場、それから愛宕汚水ポンプ場、鯉田南町汚水ポンプ場、それから吉北汚水ポンプ場の4カ所でございますが、このポンプ場につきましては汚水のみが流入しておるポンプ場で、そのポンプ場から下水のほうにポンプアップするというような施設でございます。この業務といたしましては、だいたい毎日確認する項目、汚水ポンプ、それから破砕機等の作動確認とか整備補修、そのようなものが大きな業務でございます。

川上委員

1カ所について、点検はどういうペースで行うのでしょうか。

建築住宅課長

愛宕とか鯉田南町につきましては、日曜祭日以外は業務をだいたい毎日見る分がございますので見ております。清水谷についても日曜祭日以外は業務を毎日確認をします。それから吉北につきましては、日曜祭日は除きまして1日越しの業務という形で委託をしております。

川上委員

その毎日の点検は何人で、1回あたりどれくらい時間がかかりますか。

建築住宅課長

業務にかかる人数は1名でございますが、時間的にはそのときの状況によりますけども、だいたい1時間から半日というような状況になるかと思えます。

川上委員

半日というときは、どういうときに半日くらいかかりますか。事例がありますか。

建築住宅課長

かなりそのポンプ場自体の機器類も古うございますので、かなり半日くらい通常かかっておるようでございますけれども、そのときそのときで内容的なものは多少違ってくるかと思っております。

川上委員

あまり把握してないということですね。把握してないんですね。

建築住宅課長

状況につきましては2カ月に1度、日報あたりで状況というのは把握はしております。

川上委員

入札は3月に行われると思えますけど、入札方法はどのように行なってますか。

建築住宅課長

指名競争入札ということでしております。

川上委員

指名業者は何社いて、何社指名してますか。例えば昨年とかは。

建築住宅課長

今年度は分かりませんが、昨年度はだいたい7社の指名がされております。

川上委員

入札は何社応札しましたか。

建築住宅課長

愛宕団地および鯉田南町団地につきましては、7社指名がありまして2社辞退がっております。それから、清水谷汚水ポンプ所でございますが、これにつきましては7社、これもっておりますが、1社辞退でございます。吉北汚水ポンプ場につきましても7社指名のうちの、ここも1社辞退でございます。

川上委員

次に、排水機場の管理運転について昨日も少し伺ったんですけど、別の角度からお尋ねしたいと思います。資料は追加資料の110ページが昨日に続いて有効ですけれども、市が予算計上している委託料はいくらになりますか。

土木管理課長

市が支払います委託料は897万3千円でございます。

川上委員

国から届く委託料はいくらですか。

土木管理課長

国からの歳入は909万4千円でございます。

川上委員

差額が生じます。請負率にもよるとは思いますが、897万円の予算計上ですからそれより普通低くなりますね。そうすると差額が出ます。予算でいえば13万ぐらい出るんですか。この差額が生じた、13万円以上出るんですね、本来は。差額が生じた場合はそれはどういう取り扱いになりますか。

土木管理課長

差額が出た場合は歳入の方に繰り込まれます。

川上委員

最近水害が多くてね・・・、答弁し直しますか。

土木管理課長

歳入のほうに繰り込まれますが、事務費等として組み込まれます。

川上委員

それで近年ですね、何年かおきに水害が集中して、このあいだは明星寺川排水機場が国の責任で故障しておったと、ポンプ2台のうち1台が。停止を重ねたんですね、3回停止したんですね、大雨の最中に。そういうことも含めると、委託業者としてはたまらないということもあるかもしれませんが、委託料をアップしてもらいたいという要望が委託業者から市に届いていますか。

土木管理課長

そういったものは届いておりません。

委員長

次に、「健康の森公園事業について」、川上委員に質疑を許します。

川上委員

健康の森公園では様々な事業が行われております。それで、この見直しが、ずっと検討されてきておるんですけど、目尾地区振興基本計画の検討委員会の関連予算は予算書では、どこに計上されていますか。

総合政策課長

平成22年度については、計上はございません。

川上委員

ない予算について聞くのも恐縮ですけれども、考え方をお尋ねして質問を終ろうと思いますが、今後、見直しについてどのようなお考えなのかお尋ねします。

総合政策課長

今、検討委員会を3回ほど開催をさせていただいておりますが、本市の考えといたしましては、今計画の中にございます野球場の建設については見送りをさせていただきまして、その用地をそのままに、将来的に財政が好転し公共施設としての活用方針等が具体的に協議ができる時期が来ましたら、そのときに再度検討委員会を立ち上げて、協議をさせていただきたいとい

うことを提案をしております。

川上委員

凍結ということのようですので、それを確認しておきます。質問終了です。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

他に質疑がないようですから総括質疑を終結いたします。以上をもちまして、「議案第32号 平成22年度飯塚市一般会計予算」に対するすべて質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 31

再 開 15 : 01

委員会を再開いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

「議案第32号 平成22年度飯塚市一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。詳細な討論は本会議で述べることにし、本委員会ではいくつかの注視についてのみ述べたいと思います。私が反対する理由の第一は、本予算案には乳幼児医療費無料制度を維持する努力などがある一方で、昨年値上げした高過ぎるごみ袋代、有料化した市立幼稚園通園バスの利用料などの負担を押しつけるものがあり、また、寡婦医療助成を9月末で廃止するなど、逆立ちした行財政改革路線による住民負担増、サービスの削減が反映しているからであります。第二は、企業誘致の展望もないまま、やみくもに名古屋事務所を存続するなど無駄遣いがあるからであります。企業誘致活動というなら、飯塚市庁舎を拠点に行うべきであります。また、最大の無駄遣いである鯉田工業団地関連予算もあり、認めることができません。第三は、部落解放同盟と同和会に交付する補助金の大半は団体幹部の人件費等であり、このような特別扱いは認めることができません。補助金交付の理由に挙げられている行政の補完などというものは存在しません。2010年度一般会計予算案は、投資的・政策的経費については6月補正で予算計上するというようになっております。しかしながら、名古屋事務所、同和関連予算、これを本予算書から削除しただけでも、この4年間、齊藤市長のもとで崩されてきた住民サービスを一定程度回復できるものとするものであります。この点、指摘しまして討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

道祖委員

私は、本議案に対して賛成の立場で討論いたします。本案は骨格予算であります。一部政策的な予算が計上されております。これについてはいささか問題があると感じておりますが、賛成をさせていただきます。詳しくは本会議場で述べさせていただきます。以上で賛成討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第32号 平成22年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言、お礼を述べさせていただきます。委員の皆様、また執行部の皆様のご協力によりまして、本当に円滑な委員会運営ができました。もっと長い時間

かかるのかなと思いましたが、今日も3時5分で終わることができました。本当にありがとうございました。心よりご礼申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

これをもちまして、平成22年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。長い間お疲れ様でした。